

内部通報制度（外部相談窓口）について

本財団の職員、本財団と取引を行っている事業者から、法令違反や職場環境を害する行為があった場合、通報・相談窓口はその旨を通報することが出来る制度です。

通報の処理にあたっては、通報者の秘密を守りながら必要な調査を行うとともに、是正・再発防止を行うことで、組織の自浄作用の向上を図ります。

〔内部通報の対象行為等〕

① 通報・相談ができる方

本財団の職員（退職者含む）・本財団との契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者

② 内部通報の対象となる行為

法令や遵守すべき規則等又は職務上の命令に違反する行為

[具体例] 談合・収賄、手当の不正受給、パワハラ、セクハラ等

③ 放置しておくことにより、②の行為につながるおそれのある行為

〔通報・相談先等〕

① 内部通報の通報・相談先となる「内部通報・外部相談窓口」は外部の弁護士が対応します。

② 匿名での通報・相談も可能です。

③ 通報・相談したことによる不利益取扱は受けません。

不利益取扱を受けたときは、是正を申し出ることが出来ます。

〔通報・相談窓口〕

DT弁護士法人 横手 章吾 弁護士、平賀 裕未 弁護士

電 話 03-6870-3300 (平日10:00～17:00)

メール koeki@tohmatu.co.jp

郵 送 〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル9階

DT弁護士法人

※通報・相談の流れ等につきましては、資料の内部通報窓口で確認ください。

資料：内部通報窓口(次頁のとおり)

財団外「内部通報窓口」開設のお知らせ

(神戸市外郭団体共通内部通報窓口)

職場での悩みごと、一人で抱え込んでいませんか？



こんな場合に通報・相談してください

全ての職員と取引事業者が利用できます

全ての本財団の職員（役員、正規職員、嘱託職員、神戸市からの派遣職員、パート職員など、雇用形態は問いません。）、派遣労働者、退職者（退職1年以内）、本財団と取引を行っている事業者からの通報・相談を受付けます。

法令や内部規程に違反する行為、職場環境を害する行為が対象です

本財団の事務や事業のうち、団体の内部規律の維持や社会的評価に悪影響を与える問題があるもの全般が通報・相談の対象です。

（具体的には、談合・収賄等の犯罪や、手当の不正受給、職務外での個人情報閲覧、パワハラ、セクハラ、その他法令・内部規程（就業規則等）、コンプライアンスに違反する行為等）

※自己の利益を得ることや、第三者を誹謗中傷する目的とした通報・相談は違反通報となりますので、お受けできません。

安心して通報・相談ができます

外部の弁護士が対応します

通報窓口は、本財団と利害関係のない外部の弁護士が対応しますので、職場の誰にも知られずに通報・相談ができます。同意なく、通報者の情報を本財団に伝えることはありません。

匿名での通報・相談も可能です

通報の際は、氏名・団体名・所属を明らかにする必要がありますが、希望される場合は、客観的かつ具体的な根拠を示すことで、匿名で通報を行うことができます。

通報・相談をしたことによる不利益取扱は受けません

通報者は、通報・相談をしたことにより、本財団から不利益な取扱いを受けることはありません。

※違反通報の場合を除きます。

■ 通報・相談の流れ



通報者

電話か電子メールで通報・相談

- ・通報内容と氏名、団体名、所属を伝える
(客観的具体的根拠がある場合は、匿名でも通報できます)
- ・資料などがある場合は内容と資料を明らかにしてください

① 通報窓口へ
相談・通報

④ 通報者へ回答
(実名通報の場合)



通報窓口

通報・相談内容のヒアリング

- ・必要に応じ、通報者へ通報案件の情報・資料の提供依頼
- ・通報者の秘密に配慮

② 財団へ
通報内容通知

③ 通報窓口へ
調査結果・報告



財団

通報内容の調査、是正措置の検討

- ・総務課長等のコンプライアンス担当が受付
※総務課長等が当事者の場合は、別の職員が対応します

※神戸市外郭団体全体の不正防止・コンプライアンスの向上を目的として、通報に関する状況は、通報者の個人情報等を除き、定期的に通報窓口より神戸市に報告されます。

■ 通報・相談窓口の連絡先はこちら

財団外「内部通報窓口」(神戸市外郭団体共通外部通報窓口)

DT 弁護士法人 横手 章吾 弁護士、平賀 裕未 弁護士

電話 03-6870-3300 (平日 10:00~17:00)

メール koeki@tohatsu.co.jp

※正確な内容把握のため、原則電子メールでの通報をお願いしています。

郵送 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル9階

DT 弁護士法人

財団内 通報・相談窓口 (経営企画部総務課)

財団公益通報者保護規程に基づく、従来の通報・相談窓口 (総務課)